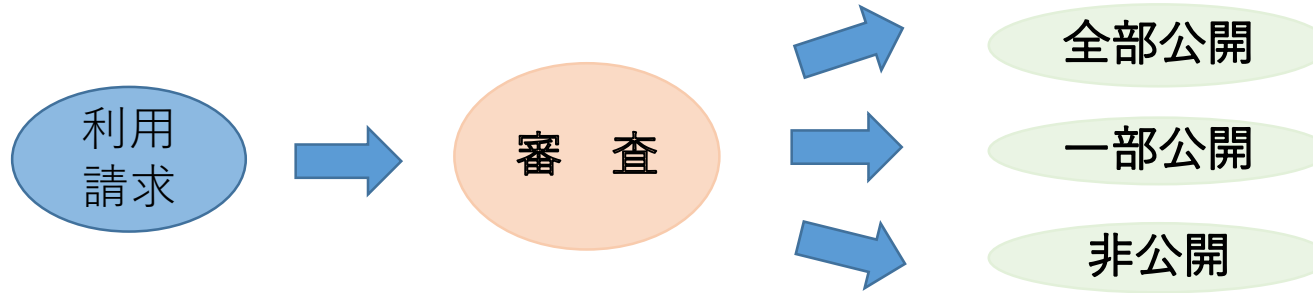


群馬県公文書等の管理に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準

1 目的

条例第12条の規定に基づく利用請求に係る特定歴史公文書等に記載されている情報が、利用制限情報に該当するかどうかの判断基準を定めるもの



2 審査の基本方針

- ・ 時の経過を考慮 = 原則30年ルール（国際的動向・慣行）
- ・ 30年経過後なお利用制限が必要な情報

情報の種別ごとに基準を設け、判断する必要
・ 情報が利用制限情報に該当するかどうかは以下の基準により判断する

3 利用制限情報該当性の判断基準

- ・ 法令秘情報
- ・ 個人情報
- ・ 法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報
- ・ 事務又は事業等に関する情報
- ・ 公共の安全等に関する情報
- ・ 寄贈又は寄託された特定歴史公文書等に付された条件
- ・ 原本利用
- ・ 特定歴史公文書等の部分利用
- ・ 本人情報の取扱

それぞれ詳細に規定

（別紙）30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について、情報ごとに公開までの目安期間を設定